

ディスクロージャー分析 ～「重要な契約等」に関する開示分析～

2025.9.17

主任研究員 公認会計士 川島 直樹

当ディスクロージャー分析レポートでは、有価証券報告書の「重要な契約等」に関する記載状況について、JPX日経インデックス400（2025年8月現在）のうち3月末決算の日本基準適用会社（186社）を対象として、調査・分析を実施した。

はじめに

2023年12月22日の「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」という）等の改正により、2025年3月期の有価証券報告書において、有価証券報告書の開示項目である「経営上の重要な契約等」が「重要な契約等」に変更されるとともに、重要な契約について新たに以下の開示が求められることになる。本調査では、2025年3月期の有価証券報告書において、「重要な契約等」について、どのような内容が開示されているか調査・分析を実施する。

有価証券報告書において「重要な契約等」として新たに開示が必要となる事項

- ①企業・株主間のガバナンスに関する合意
- ②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意
- ③ローン契約と社債に付される財務上の特約

調査結果について

本調査は、JPX日経インデックス400（2025年8月現在）のうち3月末決算の日本基準適用会社（186社）を調査対象とし、有価証券報告書にどのような内容が開示されているか調査・分析を実施した。

まず、調査対象会社のうち、「重要な契約等」（該当なしを除く）を2025年3月期の有価

証券報告書に記載している会社は105社あり（2024年3月期は90社）、新たに開示が必要となる事項について何を記載しているかは、以下のとおりである。

表1 新たに開示が必要となる事項を有価証券報告書に記載している会社

（n=105社、複数選択）

	会社数
①企業・株主間のガバナンスに関する合意	6
②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意	2
③ローン契約と社債に付される財務上の特約※	15

※財務上の特約と記載しているケースを集計

①企業・株主間のガバナンスに関する合意については、役員候補者指名権の合意を開示している会社が4社、事前承諾事項等に関する合意を開示している会社が2社となっている。

②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意については、保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意を開示している会社が1社、株式の保有比率の維持の合意を開示している会社が1社となっている。

③ローン契約と社債に付される財務上の特約については、ローン契約（金銭消費貸借契約）を開示している会社が14社、社債を開示している会社が1社となっていた。

「財務上の特約」(注)1とは、提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約と定義されている。

純資産額維持や利益維持等、財務指標の維持を目的としその抵触時の効果が期限の利益を喪失するものについては「財務上の特約」に該当する一方、財務指標の維持を目的とするものではない、配当制限や担保提供制限といった財務制限条項やレポーティング・コベンツそれぞれについては、「財務上の特約」に該当しないとされている点に留意が必要である。(注)2

(注)1 開示府令第19条第2項第12号の4

(注)2 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方No.72

次に、「重要な契約等」の開示では、新たに開示が必要となる事項以外の重要な契約についても開示されており、開示内容については、以下のとおりである。

表2 新たに開示が必要となる事項以外の重要な契約を有価証券報告書に記載している会社 (n=105社、複数選択)

	会社数
事業に関する契約	45
企業結合契約	21
株式譲渡（取得）契約	18
資金調達（金銭消費貸借）契約※	14
合併契約	11
資本業務提携契約	8
使用許諾契約	5
経営管理契約	3
その他	5

※財務上の特約と記載していないケースを集計

最も多かった事業に関する契約については、技術導入契約や技術援助契約が多く見られ、いずれも会社が事業を遂行する上で必要な契約が開示されており、次に多かった企業結合契約では、(吸収)合併契約や吸収分割契約が多く見られた。

この他に、2024年4月1日前に締結された契約等**(注)3**については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略している会社が13社、当連結会計年度中に契約が終了した旨を記載している会社が1社となっていた。

(注)3 経過措置により、適用初年度は、①「企業・株主間のガバナンスに関する合意」、②「企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意」及び③「ローン契約と社債に付される財務上の特約」**(注)4**について、改正内閣府令の施行日（2024年4月1日）前に締結された契約の記載を省略する旨を記載することによって、記載を省略することができる。

(注)4 2024年4月1日前に締結されたローン契約は省略可能だが、社債については経過措置が無いため、記載が必要となっている。

おわりに

改正の経緯としては、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、「重要な契約」の開示について諸外国に比べて不十分との指摘があり、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとの提言がなされたことにより改正が行われている。

新たに開示が必要となる事項を開示している会社は、①が6社、②が2社、③が15社とそれほど多くはなかったが、「重要な契約等」を開示している会社は前年比で15社増えており、今回の改正により、会社によっては前年よりも充実した開示を見ることができた。

以前は、契約上の守秘義務を理由として公表を控えるケースも見られたが、法令上の開示の要請は、契約当事者間の合意による契約上の守秘義務に優先することから、秘匿性の高いものや実質的な秘密等を除き、契約上の守秘義務を理由として開示対象から外すことについての合理的な説明を行うことは難しいと考えられるため、契約の概要を開示することが望まれる。また、これまで開示していなかった重要な契約がある場合には、開示府令等の改正を機に開示の充実を図ることが重要であり、開示を拡充することで、企業の開示姿勢への信頼性や対話の質の向上に資すると考えられるため、積極的な開示が行われることを期待する。

以上